

3 東建第 20 - 0654 号
令和 4 年 3 月 23 日

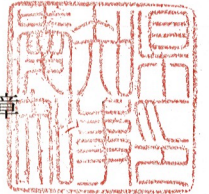
豊橋市

下五井町城屋敷 2 - 1

(株) エーエスワークス

代表取締役 糟谷 和昭 様

愛知県知事 大村 秀章



一 般 建 設 業 に つ い て (許 可)

令和 4 年 3 月 4 日付けで申請のありました 一般 建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり許可します。

なお、国土交通大臣に係る許可については、建設業法第 9 条第 1 項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので念のため申し添えます。

記

許 可 番 号	愛知県知事 許可 (般-3) 第 79531 号
許 可 年 月 日	令和 4 年 3 月 23 日
許 可 の 有 効 期 限	令和 9 年 3 月 22 日
許 可 建 設 業 の 種 類	

電気工事業
機械器具設置工事業

(注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限： 令和 9 年 2 月 20 日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)